

第 4 章 環境配慮事項

第4章 環境配慮事項

「環境配慮指針」に基づく地域の環境特性及び事業別の環境配慮事項を考慮し、検討した本事業の環境配慮事項は表4-1(1)～(2)に示すとおりである。

表4-1(1) 本事業の環境配慮事項

項 目		環境配慮事項
基本的配慮	周辺土地利用との調和	<ul style="list-style-type: none"> ○中心市街地における賑わい創出や周辺地域との回遊性の向上を図る。 ○地上は広電電車、地下はアストラムラインの駅に接続する立地であることから、歩行者空間の充実等の交通拠点機能の強化を図る。 ○本通商店街の玄関口にふさわしいシンボリックで風格ある都市景観の形成を図る。
	建設工事に係る配慮	<ul style="list-style-type: none"> ○周辺環境に配慮した工事工法や建設機械の配置等を検討する。 ○工事工程の平準化及び稼働の効率化に努める。 ○建設機械は、排出ガス対策型建設機械及び低騒音型建設機械の使用に努める。 ○建設機械及び工事用車両を使用する前に整備・点検を行い、良好な状態で使用する。 ○工事用車両の運転者に対して走行経路を周知・徹底し、計画的な運行により影響の低減を図る。 ○建設機械及び工事用車両の運転者に対してアイドリングストップを周知・徹底する。 ○粉じんの発生及び飛散が考えられる工事時には、適宜散水やタイヤ洗浄を行う。 ○解体工事時には防塵シートを設置して工事を行う。 ○既存建築物にフロン類を使用した業務用空調機器及び冷蔵・冷凍機器（第一種特定製品）の設置が確認された場合は、「フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律」に基づき、解体工事前に適切に回収・処理する。 ○「労働安全衛生法」、「大気汚染防止法」等に基づき、既存建築物の解体工事前にアスベストの事前調査を行うとともに、使用が確認された場合には適正に飛散防止対策及び除去を行う。 ○残土等搬出時には工事用車両の荷台に防塵覆いを行う。 ○工事区域外周に仮囲いを設置し、歩行者等の安全を確保する。 ○工事用車両の出入口に交通整理員を配置し、歩行者等の安全確保と交通渋滞の発生防止に努める。 ○「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」等の関係法令に基づき、発生抑制に努めるとともに、分別を徹底し、可能な限り再資源化を図る。 ○再生骨材等のリサイクル製品の使用を検討するとともに、可能な限り再資源化を図るため、場内での分別の徹底に取り組む。 ○塗装及び防水等の工事にあたっては、材料及び施工方法を検討し、悪臭の発生抑制に努める。 ○計画地に周知の埋蔵文化財包蔵地は存在しないが、着工前に市教育委員会と協議を行うとともに、工事中に新たな埋蔵文化財を確認した場合は市教育委員会等に報告し、関係法令等に基づき適切に対応する。

表4-1(2) 本事業の環境配慮事項

項目		環境配慮事項
環境の自然的構成要素の良好な状態の保持	環境負荷の低減	<ul style="list-style-type: none"> ○設備機器の整備・点検を徹底するとともに、可能な限り、環境負荷低減に配慮した設備機器の導入に努める。 ○排気口の位置及び向きは、周辺施設に配慮して設置する。 ○臭気対策を講じることで周辺環境への影響が小さくなるよう配慮する。 ○飲食店等が入居する場合は、グリーストラップを設置し、清掃等を周知・徹底する。 ○住宅にディスポーザーを導入する場合は、市が認める排水処理システムに準じた設備を地下に設置し、維持管理を適切に行う等、悪臭防止に配慮する。 ○計画建築物の配置や形状を検討する際は、ビル風による周辺環境への影響や長時間日影の影響を受ける範囲が小さくなるよう配慮する。 ○計画建築物に起因して新たなテレビ電波の受信障害が発生した場合には、状況を確認し、適切な障害対策を実施する。 ○地域の環境特性を十分把握し、大気汚染、騒音、振動等による周辺環境への影響が小さくなるよう配慮する。 ○反射光による周辺への影響を小さくするため、熱線反射ガラス等の導入は避けるほか、太陽光パネルを設置する際は、配置を工夫することで光害の発生に配慮する。 ○地上や低層棟の屋上広場において可能な限り緑化するとともに、保水性舗装の導入検討を行い、周囲の気温上昇に配慮するほか、エネルギー消費量の低減に向けた外壁の高断熱化等の検討を行い、設備機器からの排熱抑制に配慮することでヒートアイランド現象の緩和に努める。
人と自然との豊かな触れ合い	美しい都市景観の保全・創造	<ul style="list-style-type: none"> ○計画建築物のデザインは、周辺との調和を図るとともに、色彩や外壁の素材についても周辺との調和に配慮する。
環境への負荷（地球環境の保全）	二酸化炭素の排出量の抑制	<ul style="list-style-type: none"> ○建物断熱性やエネルギー効率の優れた設備機器導入を検討する。
	廃棄物の再利用	<ul style="list-style-type: none"> ○施設利用者に対して、掲示板等により、ごみの発生抑制の協力及び分別排出の徹底を促し、ごみの減量化やリサイクルの推進に努める。 ○廃棄物の発生抑制、再資源化等に配慮し、適切に分別保管できるよう廃棄物保管施設を設置する。